

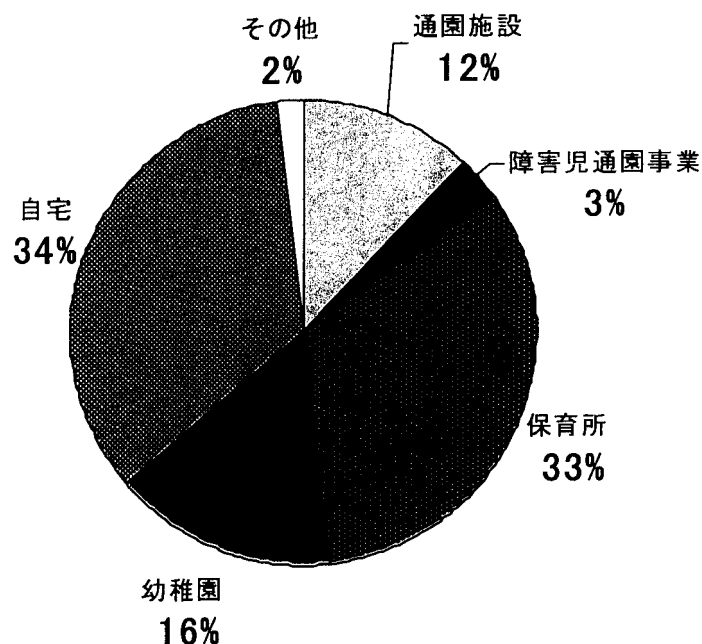
## 2. 就学前の支援策

(参考資料)

# 在宅障害児(就学前)の日中活動の場の状況

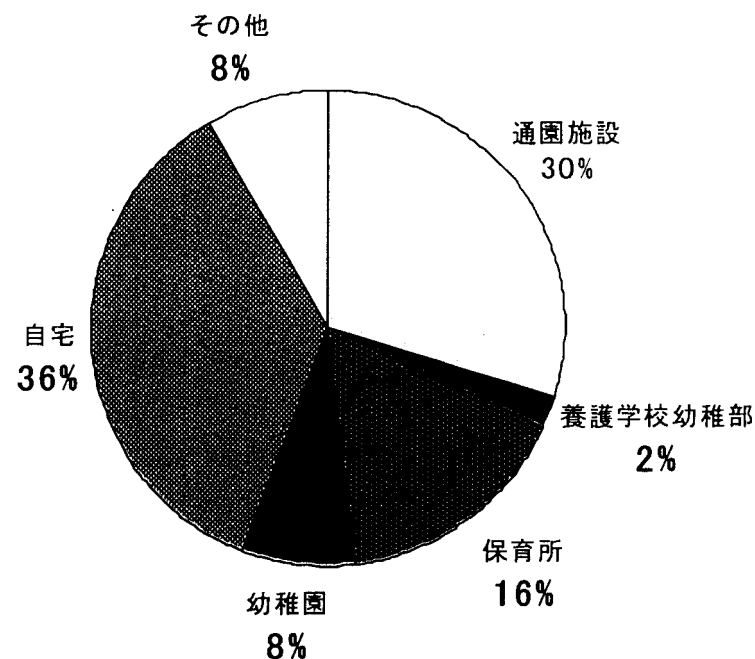
○ 在宅で暮らす障害児(就学前)の日中活動の場をみると、身体障害児については、保育所や幼稚園といった一般施策での受入れが約半数(47%)に及んでいる一方、知的障害児については、通園施設などの特定施策を利用している割合が3割程度(32%)を占めている。

## <身体障害児>



□ 通園施設 ■ 障害児通園事業 ■ 保育所 ■ 幼稚園 ■ 自宅 □ その他

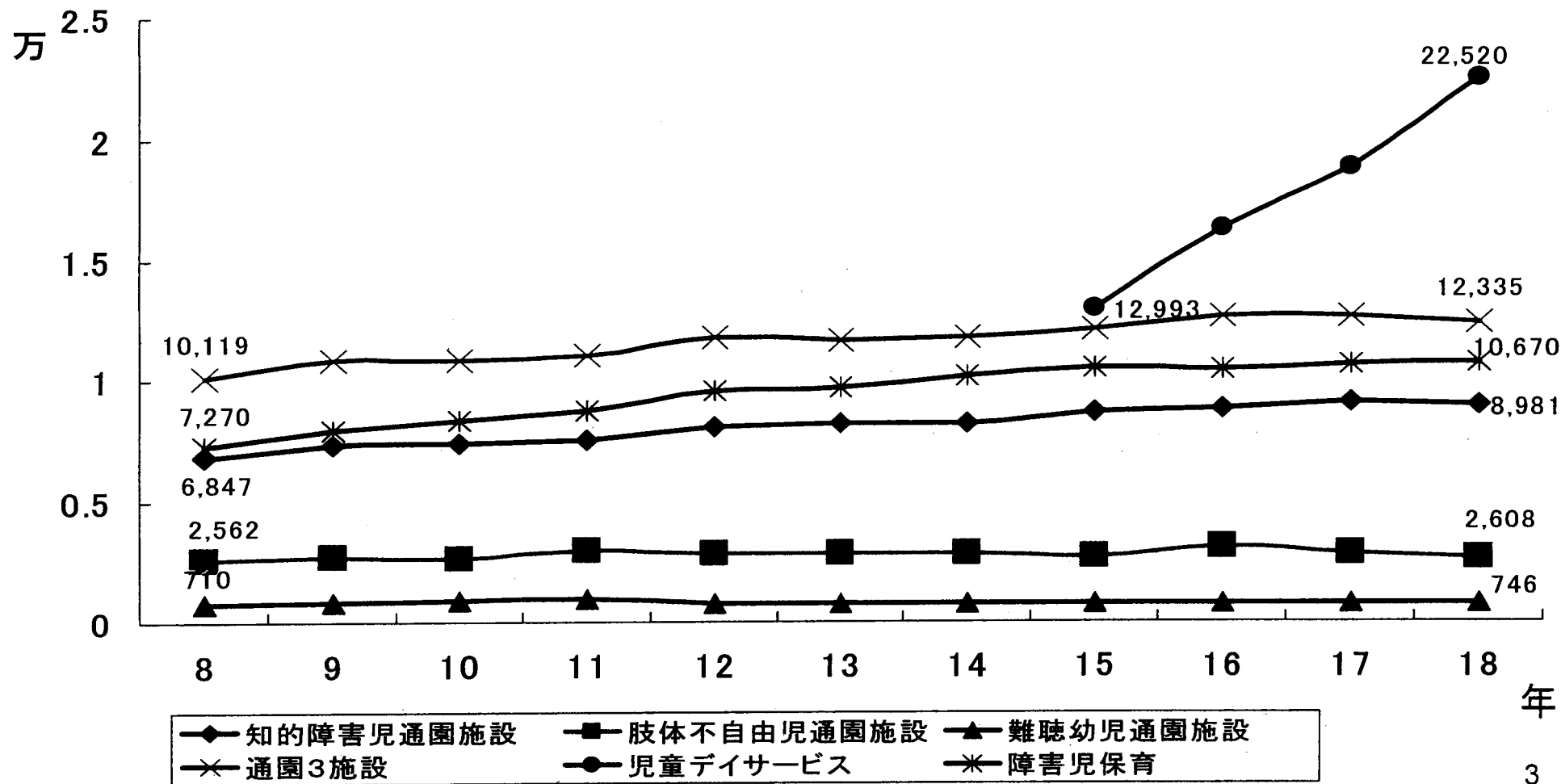
## <知的障害児>



□ 通園施設 ■ 養護学校幼稚部 ■ 保育所 ■ 幼稚園 ■ 自宅 □ その他

# 在宅障害児(就学前)が利用する福祉サービスの推移

- 知的障害児通園施設は緩やかに上昇しているものの、身体障害児が利用する通園施設はほぼ横ばいの状態。
- 通園3施設合計の児童数と障害児保育の児童数との差が徐々に縮まっているほか、児童デイサービスの伸びが著しく、身近な地域においてサービスを利用するニーズが大きくなっていると考えられる。



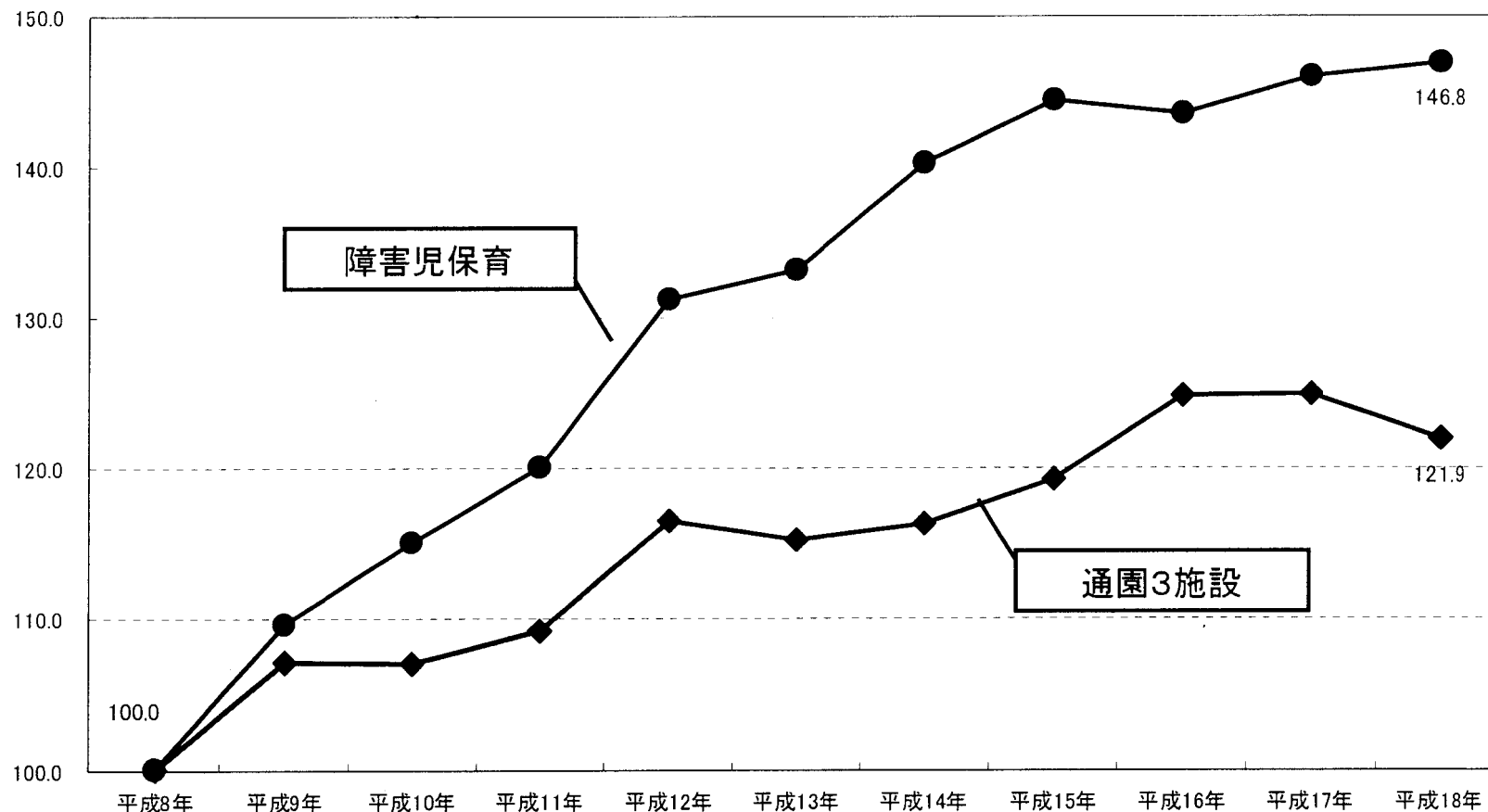
(出典) 社会福祉施設等調査 等

(注) 児童デイサービスは、児童デイサービス利用者数に0~6歳の利用者の割合(約70%;障害児に対するサービスの提供実態に関する調査研究(財団法人こども未来財団))を乗じたもの。

# 在宅障害児(就学前)が利用する福祉サービスの推移

障害児保育の利用者数は通園3施設の約2倍の伸び(過去11年間)

(平成8年=100)



(出典) 社会福祉施設等調査等

(注) 通園3施設は、知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、難聴幼児通園施設。

# 保育所について

## 保育所

日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設  
(児童福祉法第39条第1項)

## 対象及び手続き

対象:0歳から就学前の保育に欠ける児童

【利用者】

保育の実施

【認可保育所】 <認可は都道府県等が行う>

- 開所時間等：原則週6日、各日11時間以上
- 児童福祉施設最低基準の遵守
- 通常保育以外に 延長保育、休日保育、夜間保育等を行う保育所もある。
- 「保育所保育指針」に基づき、児童の発達に応じた保育を提供

希望の保育所の申込  
保育料の支払

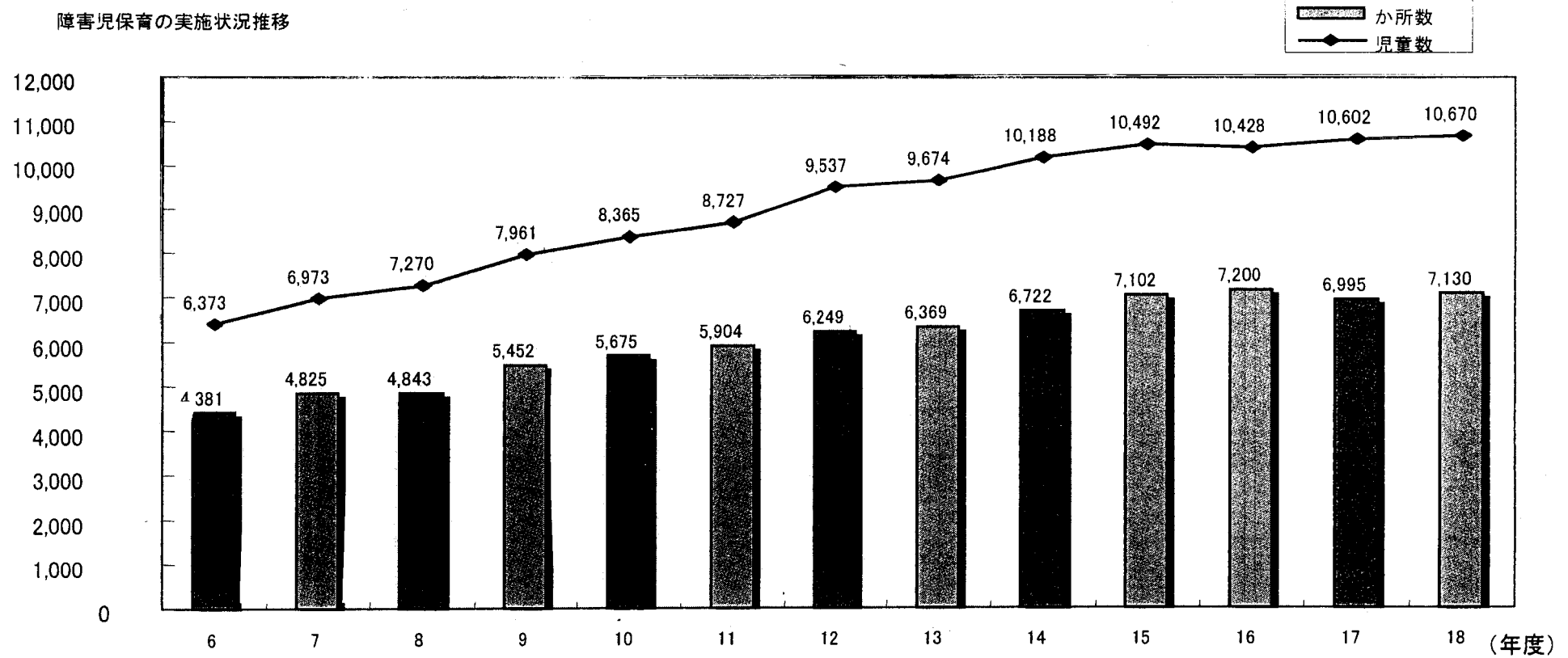
【市町村】 <保育の実施責任あり>

- 「保育に欠ける」という要件の認定を行う。
- 希望が保育所の入所受入れ枠を上回る場合には、公平な方法で選考。

公立で実施又は民間委託  
保育費用(運営費)の支払

# 障害児保育の実施状況について

障害児保育の実施状況推移



※児童数は、特別児童扶養手当支給対象児童数

	実施か所数	全保育所数に占める割合	受入れ児童数(人)	全利用児童数に占める割合
平成17年度	6,995 (-205)	31.0%	10,602 (+174)	0.53%
平成18年度	7,130 (+135)	31.4%	10,670 (+68)	0.53%

※( )は対前年度増減数

※全保育所数、全利用児童数に占める割合の欄は、各年4月1日現在の全保育所数、全利用児童数を使用し、算定。

## 【実施か所数】

平成18年度の障害児保育の実施か所数は7,130か所で、前年から135か所(1.9%)の増。

## 【対象児童数】

平成18年度の障害児保育対象児童数は10,670人で前年から68人(0.6%)の増。

# 障害児保育事業にかかる財政措置について

## 1 旧補助金分

昭和49年度から、障害児(特別児童扶養手当受給児童)の受入児童数に応じて、一定額を補助。  
平成15年度から、三位一体の改革により、一般財源化。

※ 障害児4人に対し保育士1人を加算

## 2 地方財政措置

平成19年度より、「地域における子育ての力の強化」として700億円を計上。

〔内訳として、「障害児保育」、「妊婦健診」等の充実が含まれる。〕  
(総務省に確認済)

※ 平成19年度より対象を障害児と改めた。

# 障害児通園施設等の概要

## ○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	根拠法令	施設の性格	施設数	利用者数
知的障害児通園施設	児童福祉法43条 (昭和32年)	知的障害のある児童を日々保護者の元から通わせて、これを保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設。	254か所	8,981人
難聴幼児通園施設	児童福祉法43条2 (昭和50年)	ろうあ児施設のうち、強度の難聴の幼児を保護者の下から通わせて指導訓練を行う施設。	25か所	746人
肢体不自由児通園施設	児童福祉法43条の3 (昭和38年)	肢体不自由児施設のうち、通所による入所者のみを対象とする施設。	99か所	2,608人

## ○ その他の通所施設

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
児童デイサービス	障害者自立支援法第5条第7項 (昭和47年から補助事業として実施)	日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う事業。	1,092か所	156,080人 (7,432人)

施設類型	根拠法令	事業の性格	施設数	利用者数
重症心身障害児(者)通園事業	予算事業 (平成元年よりモデル事業)	重症心身障害児(者)に対し、日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、在宅福祉の増進に資する事業	276か所	—

〈社会福祉施設等調査報告(H18.10.1現在)〉

児童デイサービスの利用者数は、9月中延人員( )は、21日で除した数  
重症心身障害児(者)通園事業は、障害福祉課調べ



# 障害児通園施設等の概要(基準等)

## ○ 児童福祉法に基づく通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
知的障害児通園施設	都道府県 指定都市 児相設置市	知的障害のある児童	児童指導員 保育士	嘱託医 栄養士 (調理員)	指導室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、静養室、相談室、調理室、浴室又はシャワー室、便所	利用に当たっては、児童相談所長の意見(判断)が必要  整備に当たっては、整備費の国庫補助がある。
難聴幼児通園施設		強度の難聴(難聴に伴う言語障害を含む)幼児。	児童指導員、保育士 聴能訓練担当職員、 言語機能訓練担当職員		遊戯室、観察室、医務室、聴力検査室、訓練室、相談室、調理室、便所	
肢体不自由児通園施設		肢体不自由児のある児童	診療所として必要な職員、 児童指導員、保育士、看護師、 理学療法士又は作業療法士		診療所として必要な設備、 訓練室、屋外訓練場、相談室、調理室	

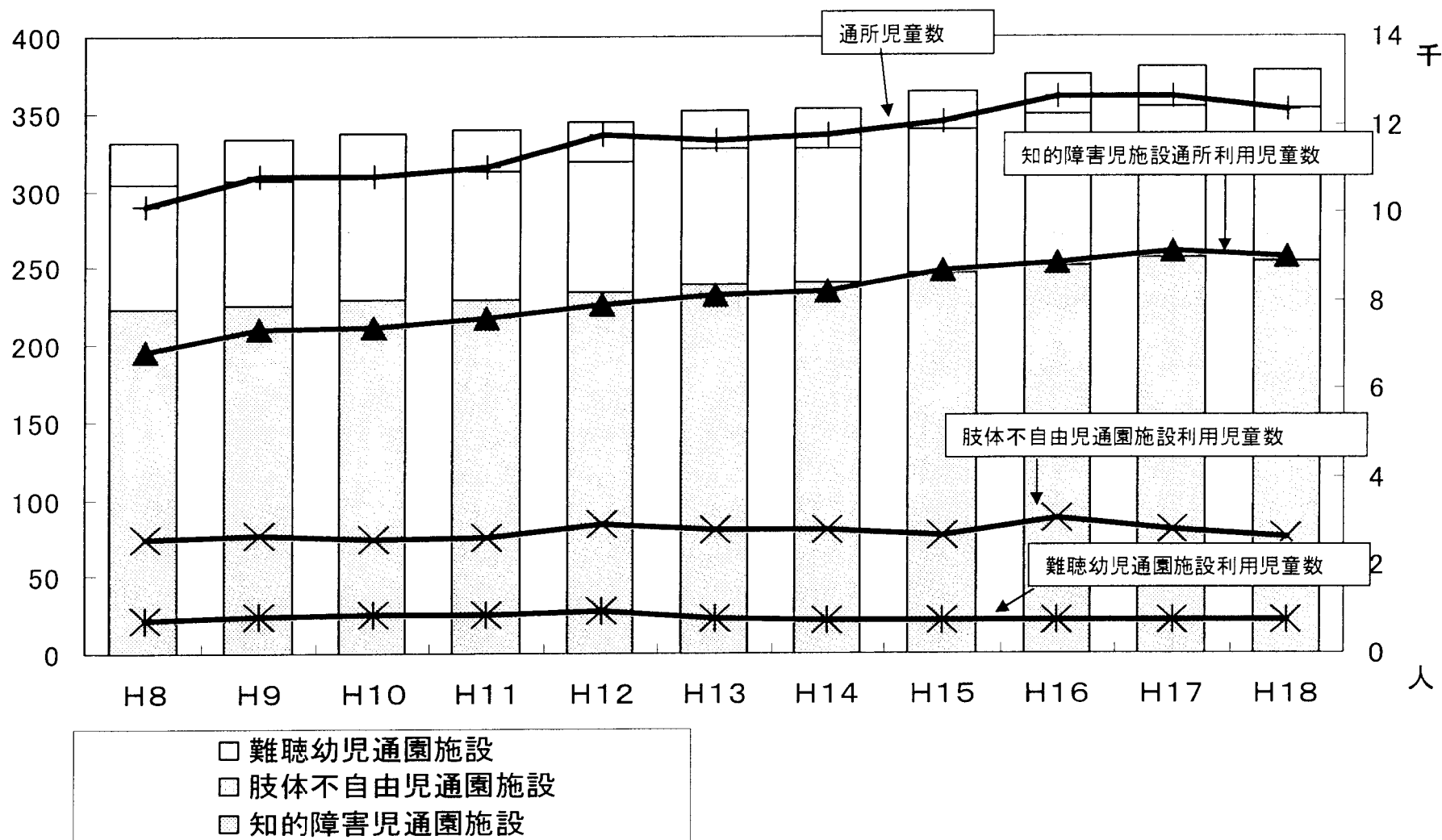
## ○ その他の通所施設

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
児童デイサービス	市町村	障害児(知的・身体・精神) (グレーゾーンも可)	サービス管理責任者 児童指導員又は保育士	管理者	指導訓練室(必要な機械器具等を備えたもの)、サービス提供に必要な設備、備品	利用は実施主体の支給決定による 整備費の補助制度なし。

施設類型	実施主体	対象者	職員の職種		設備基準	利用の実態等
重症心身障害児(者)通園事業	都道府県 指定都市 中核市	重度の知的障害と 重度の肢体不自由が重複している児童	児童指導員又は保育士 理学療法、作業療法、言語療法等を担当する者 医師、看護師	施設長	A型は、訓練室、集会室兼食堂、診察室、静養室、浴室又はシャワー室、便所、調理室 B型は、本体施設の設備を利用	利用は、実施主体の決定(重心の判定があるため、児相に確認しているのではないか。)一部補助有

# 障害児施設の施設数及び利用児童数の推移(通所施設)

か所

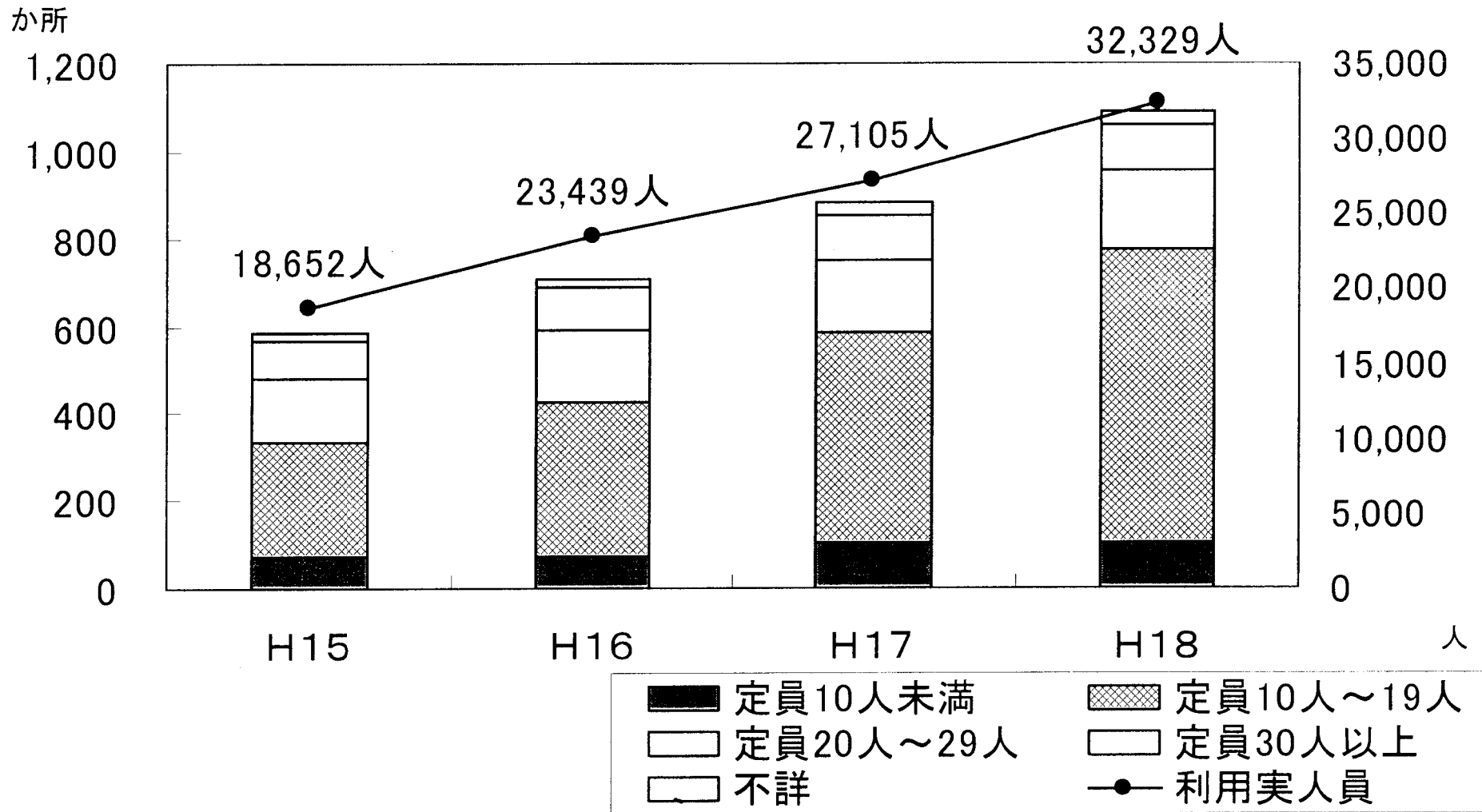


〈社会福祉施設等調査報告〉

## 障害児施設の利用者の年齢構成について(通所)

	乳幼児 (0歳～6歳)	学齢期・青年 (7歳～17歳)	加齢児 (18歳以上)
知的障害児 通園施設	99.3% (8,921名)	0.6% (55名)	0.06% (5名)
難聴幼児 通 園施設	100% (746名)	0%	0%
肢体不自由児 通園施設	98.0% (2,555名)	1.9% (50名)	0.1% (3名)

# 児童デイサービスの施設数及び利用児童数について



# 児童デイサービス

## 【対象児童】

- 療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童。
- ※ 市町村は、支給決定の際、当該児童が療育指導を必要とするか否かについて、児童相談所・保健所に意見を求めることが望ましいものとする。
- ※ 放課後対策、レスパイトを理由とする利用については、地域生活支援事業の「日中一時支援事業」等に対応

## 【事業内容】

- 療育目標を設定した個別プログラムの策定及び評価。
- 指導員等による児童への個別指導を1日に一定時間以上行う。
- 個別プログラムに沿った集団療育を行う。
- 保健、医療、教育も含めた支援システムを構築するため、関係 機関と連携を図る。



## 【人員配置】

- サービス管理責任者
- 指導員又は保育士  
10:2以上

## 【報酬単価】

508単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

## 〔経過措置の取扱い〕

平成18年9月30日において、児童デイサービスを実施している事業者及びその利用者に配慮し、施行後3年間は、事業所として一定の要件を満たすものを指定児童デイサービス事業所とみなす。

## 【対象児童】

- 療育の観点から、集団療育を行う必要が認められる児童(必要に応じ児童相談所・保健所に意見を求める)。

## 【事業内容】

- 指導員等の直接的監視のもとに、複数の児童に対し指導・訓練を行う。(必ずしも、1対1での指導時間を必要としない)。



## 【人員配置】

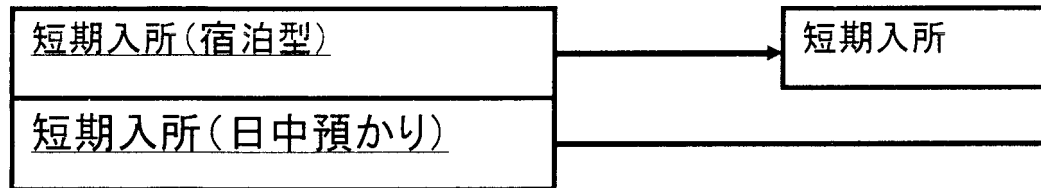
- 指導員又は保育士  
15:2以上

## 【報酬単価】

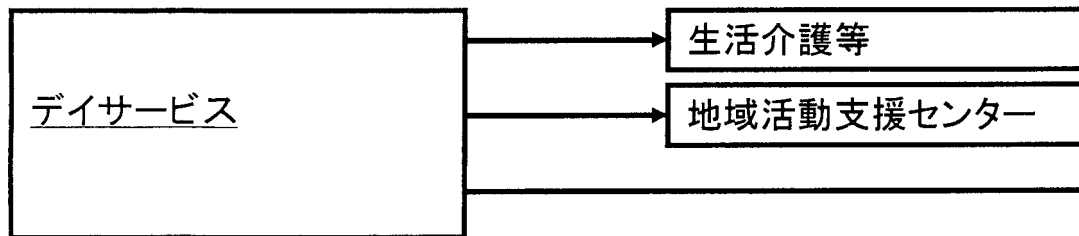
283単位(1日あたり平均利用人員11~20人)

# 日中一時支援事業と児童デイサービス

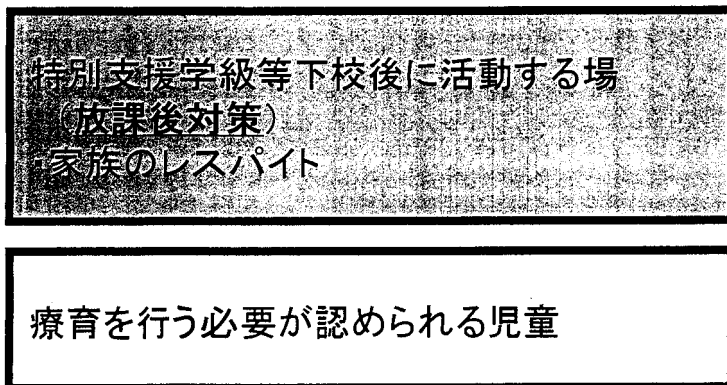
## ○ 知的障害者・障害児のショートステイ(日中預かり)



## ○ 身体障害者・知的障害者のデイサービス



## ○ 児童デイサービス・タイムケア事業



## 日中一時支援事業

・日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

※ 知的障害者・身体障害者についても利用可。(年齢要件を緩和)

## 児童デイサービス事業

・児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練を行う事業 15